

(介 8 2)
平成 20 年 3 月 31 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
天 本 宏

「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正に関する通知について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 3 月 31 日をもって「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 41 号)」附則第 7 条から第 9 条、第 11 条から第 14 条までの規定に関する経過措置が終了いたします。それに伴い「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 12 年厚生省告示第 19 号)」等における、病院療養病床療養環境減算()及び診療所療養病床療養環境減算が廃止となり、「診療所療養病床設備基準減算」が創設され 4 月 1 日より適用されることとなり、今般、厚生労働省より、別添のとおり関係通知が発出されましたので、ご送付いたします。

貴会におかれましてもご了知いただき、傘下の地区医師会および会員へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

(添付資料)

- ・「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について」の送付について
(老老発第 0328002 号 平 20. 3 .28 厚生労働省老健局老人保健課長通知)

- ・参考資料 「官報」 (平成 20 年 3 月 28 日号外第 65 号) 抜粋

以上



老老発第 0328002 号
平成 20 年 3 月 28 日

社団法人日本医師会会長
唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正について」の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成 20 年 3 月 28 日付けで各都道府県
介護保険主管部（局）長あて通知しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続き御協力くださいますよう
お願い申し上げます。

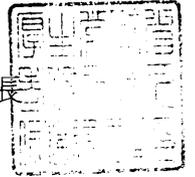


老老発第 0328001 号

平成 20 年 3 月 28 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の
一部改正について

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）附則第 7 条から附則第 9 条まで及び附則第 11 条から附則第 14 条までの規定に係る経過措置が平成 20 年 3 月 31 日をもって終了することに伴い、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 19 号）等における病院療養病床療養環境減算（Ⅱ）及び診療所療養病床療養環境減算を廃止し、診療所療養病床設備基準減算を創設することから、関係通知の一部を下記のとおり改正し、平成 20 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

記

- 1 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年老企第 45 号）の一部改正
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年老企第 25 号）の一部改正
別紙 2 のとおり改正する。

3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)の一部改正

別紙3のとおり改正する。

4 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について」(平成12年老企第41号)の一部改正

別紙4のとおり改正する。

○ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年老企第25号) (抄)

改正案	現行
<p>第三 介護サービス 一～八 (略)</p> <p>九 短期入所療養介護</p> <p>1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経過措置</p> <p>① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。</p> <p>② <u>医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)の施行前において、療養病床転換による療養型病床群として病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)及び診療所療養病床療養環境減算が適用されてきた病床を有する病院又は診療所である指定介護療養型医療施設にあつては、当該減算が平成20年3月31日限りで廃止されたことから、当該病床を有する病院又は診療所における短期入所療養介護についても、各基準において、指定介護療養型医療施設と同等の基準を満たさなければならないものとする。(居宅基準附則第6条から附則第13条まで)</u></p> <p>③ その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法の一部改正等について」(平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>第三 介護サービス 一～八 (略)</p> <p>九 短期入所療養介護</p> <p>1 人員に関する基準・設備に関する基準(居宅基準第142条及び第143条)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 経過措置</p> <p>① 厚生労働大臣が定める基準に適合している診療所(居宅基準附則第5条)においては、当分の間、指定短期入所療養介護を行うことができるものとする。</p> <p>② その他の経過措置については、「医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う介護保険関係法の一部改正等について」(平成13年2月22日老計発第9号・老振発第8号・老老発第4号通知)を参照されたい。</p> <p>2～4 (略)</p>

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第40号)(抄)

改正後	改正前
<p>7 介護療養施設サービス (1)～(14) (15)療養環境減算の適用について</p> <p>① <u>病院療養病床療養環境減算の基準</u> 病院療養病床療養環境減算は、指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用されること。(施設基準第41号において準用する施設基準第11号)</p> <p>② <u>診療所療養病床設備基準減算の基準</u> 診療所療養病床設備基準減算は、指定介護療養型医療施設基準附則</p>	<p>7 介護療養施設サービス (1)～(14) (略) (15)療養環境減算の適用について</p> <p>① <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅰ)</u>は、指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群又は医療法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル(両側に居室がある廊下については、2.7メートル)未満である場合に適用されること(ただし、病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)又は(Ⅲ)の適用を受ける場合を除く。)(施設基準第41号において準用する施設基準第11号イ)</p> <p>② <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)の基準</u> <u>病院療養病床療養環境減算(Ⅱ)</u>は、次のいずれかに該当する場合に適用されること(ただし、病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)の適用を受ける場合を除く。)(施設基準第41号において準用する施設基準第11号ロ)</p> <p>イ <u>指定介護療養型医療施設基準附則第7条に規定する病床転換による旧療養型病床群に係る病室であって、1の病室の病床数が四床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないこと。</u></p> <p>ロ <u>機能訓練室が、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有しないこと。</u></p> <p>ハ <u>食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。</u></p> <p>ニ <u>医師、看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。</u></p> <p>③ <u>診療所療養病床療養環境減算の基準</u> <u>診療所療養病床療養環境減算</u>は、次のいずれかに該当する場合に適</p>

第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群又は平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室であって、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。（施設基準第42号において準用する施設基準第12号）

③・④ (略)

(16) ~ (28) (略)

用されること。（施設基準第42号において準用する施設基準第12号イ）

イ 指定介護療養型医療施設基準附則第12条に規定する病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病室にあつては、1の病室の病床数が4床を超えているか、又は入院患者1人当たりの病室の床面積が6.4平方メートルに満たないか、又は隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。平成13年医療法施行規則等改正省令附則第41条の規定の適用を受ける療養病床に係る病室にあつては、隣接する廊下の幅が内法による測定で1.8メートル（両側に居室がある廊下については、2.7メートル）未満であること。

ロ 食堂及び浴室を有するが、食堂が内法による測定で入院患者1人当たり1平方メートル未満であり、しかし、具体的な療養環境の改善に関する計画を提出していること。

ハ 看護職員又は介護職員の員数が、指定介護療養型医療施設基準に定める員数に満たないこと。

④・⑤ (略)

(16) ~ (28) (略)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点について(平成12年老企第41号)(抄)

改正後	改正前
<p>第一 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <p>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</p> <p>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係</p>	<p>第一 届出項目について</p> <p>居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所(以下「事業所・施設」という。)から届出を求める項目は、居宅サービス単位数表、居宅介護支援単位数表、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第21号)別表(以下「施設サービス単位数表」という。)、厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理等及び単位数(平成12年厚生省告示第30号。以下「特定診療費単位数表」という。)、介護予防サービス介護給付費単位数表、介護予防支援介護給付費単位数表、地域密着型サービス介護給付費単位数表及び地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の中で、介護給付費の算定に際して、</p> <p>① 事前に都道府県知事又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に届け出なければならないことが告示上明記されている事項</p> <p>② 都道府県知事又は市町村長に対する届出事項として特に規定されているものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員が居宅サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 介護予防支援事業所の職員が介護予防サービス計画を策定する際に支給限度額を管理する ・ 審査支払機関及び保険者において介護給付費の請求に対して適正な審査等を行う <p>上で必要な事項とし、居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所及び介護保険施設については、(別紙1)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)」(以下「体制状況一覧表」という。)、介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所については、(別紙1-2)「介護給付費算定に係</p>

る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙1-3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二～第四（略）

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10（略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

①～④（略）

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑥～⑭（略）

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③（略）

④ 「設備基準」については、26号告示第12号に該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩（略）

13～18（略）

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

①～④（略）

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫（略）

20 介護療養型医療施設（診療所型）

①～③（略）

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧（略）

21～29（略）

31 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①～④（略）

る体制等状況一覧表（介護予防サービス・介護予防支援）」（以下「体制状況一覧表」という）、地域密着型サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所については、（別紙1-3）「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）」（以下「体制等一覧」という。）に掲げる項目とする。

第二～第四（略）

第五 体制状況一覧表の記載要領について

1～10（略）

11 短期入所療養介護（病院療養型）

①～④（略）

⑤ 「療養環境基準」については、26号告示第11号に該当する場合は「減算型Ⅰ」と、同号ロに該当する場合は「減算型Ⅱ」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること

⑥～⑭（略）

12 短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③（略）

④ 「療養環境基準」については、26号告示第12号イに該当する場合は「減算型」と記載させ、それ以外の場合は「基準型」と記載させること。

⑤～⑩（略）

13～18（略）

19 介護療養型医療施設（病院療養型）

①～④（略）

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑫（略）

20 介護療養型医療施設（診療所型）

①～③（略）

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑧（略）

21～29（略）

31 介護予防短期入所療養介護（病院療養型）

①～④（略）

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑭ （略）

32 介護予防短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③ （略）

④ 「設備基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑩ （略）

33～46 （略）

⑤ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（病院療養型）と同様であるので、11⑤を準用されたい。

⑥～⑭ （略）

32 介護予防短期入所療養介護（診療所療養型）

①～③ （略）

④ 「療養環境基準」については、短期入所療養介護（診療所療養型）と同様であるので、12④を準用されたい。

⑤～⑩ （略）

33～46 （略）

23	短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 4 加算型 III 5 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型 I—3—減算型 II	
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用	
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士	
				緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可	
		3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導	
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				療養環境基準	1—基準型—2—減算型	
4 基準適合診療所型		設備基準	1 基準型 2 減算型			
		送迎体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士			
		緊急受入体制	1 対応不可 2 対応可			
33	特定施設入居者生活介護	1 一般型 2 外部サービス利用型	特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
			リハビリテーション提供体制	1 理学療法 I 2 理学療法 II 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他		
			職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 5 介護職員		
			ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
43	居宅介護支援		送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
51	介護老人福祉施設	1 介護福祉施設 2 小規模介護福祉施設 3 ユニット型介護福祉施設 4 ユニット型小規模介護福祉施設	1 一般型 2 外部サービス利用型	特別地域加算	1 なし 2 あり	
				特定事業所加算	1 なし 2 あり	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				高度化対応体制	1 対応不可 2 対応可	
				準ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				常勤専従医師配置	1 なし 2 あり	
				精神科医師定期的療養指導	1 なし 2 あり	
				障害者生活支援体制	1 なし 2 あり	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア マネジメント体制	
52	介護老人保健施設	1 介護保健施設 2 ユニット型介護保健施設 3 小規模介護保健施設 4 ユニット型小規模介護保健施設	1 一般型 2 外部サービス利用型	身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり	
				看取り介護体制	1 なし 2 あり	
				在宅 入所相互利用体制	1 対応不可 2 対応可	
				夜間勤務条件基準	1 基準型 2 減算型	
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 介護支援専門員	
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可	
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア マネジメント体制	
				認知症ケア加算	1 なし 2 あり	
				身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり	

1 なし 2 あり

1 なし 2 あり

1 なし 2 あり

53	介護療養型医療施設	A 病院経過型	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型
					職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員
					ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
					療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ—3—減算型Ⅱ
					医師の配置基準	1 基準 2 医療法先行規則第49条適用
					栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア マネジメント体制
					身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり
					特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
					リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
	2 診療所型 7 ユニット型診療所型	1 I型 2 II型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可		
			療養環境基準	1—基準型—2—減算型		
			設備基準	1 基準型 2 減算型		
			栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア マネジメント体制		
			身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり		
			特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導		
3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員			
		ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可			
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士 4 栄養ケア マネジメント体制			
		身体拘束禁止取組の有無	1 なし 2 あり			
		リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他			

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型 6 ユニット型病院療養型 A 病院経過型	2 I型 3 II型 4 III型	夜間勤務条件基準	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 4 加算型Ⅲ 5 減算型
				職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員
				ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型Ⅰ—3—減算型Ⅱ
				医師の配置基準	1 基準 2 医療法施行規則第49条適用
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
		2 診療所療養型 7 ユニット型診療所療養型	1 I型 2 II型	ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可
				療養環境基準	1 基準型 2 減算型
				設備基準	1 基準型 2 減算型
				送迎体制	1 対応不可 2 対応可
				栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士
				特定診療費項目	1 重症皮膚潰瘍指導管理 2 薬剤管理指導
				リハビリテーション提供体制	1 理学療法Ⅰ 2 理学療法Ⅱ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他
				3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	5 I型 6 II型 7 III型 8 IV型 9 V型
ユニットケア体制	1 対応不可 2 対応可				
送迎体制	1 対応不可 2 対応可				
栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士				
リハビリテーション提供体制	1 精神科作業療法 2 その他				
4 基準適合診療所型		送迎体制	1 対応不可 2 対応可		
		栄養管理の評価	1 なし 2 栄養士 3 管理栄養士		
		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員		
		個別機能訓練体制	1 なし 2 あり		
35	介護予防特定施設入居者生活介護	1 一般型 2 外部サービス利用型	職員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員	
			個別機能訓練体制	1 なし 2 あり	
				1 なし ? あり	

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令(七三)
- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(七四)
- 住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(七五)
- 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令(七六)
- 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令(七七)
- 予算決算及び会計令の一部を改正する政令(七八)
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(七九)
- 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(八〇)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(八一)
- 道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(八二)

〔府 令〕

- 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令(八三)
- 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令(八四)

〔府令・省令〕

- 企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(内閣府一〇)
- 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同一)
- 職員の兼業の許可に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同一)
- 労働金庫法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・厚生労働二)
- 確定拠出年金運営管理機関に関する命令の一部を改正する命令(同三)

〔省 令〕

- 政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令(総務三七)
- 住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令(同二八)
- 戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令(総務・法務一)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省・経済産業省・国土交通省関係省令の整備に関する省令(文部科学・経済産業・国土交通二)

- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(厚生労働五四)
- 職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(同五五)
- 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同五六)
- 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令(同五七)
- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(同五八)
- 厚生年金基金規則等の一部を改正する省令(同五九)
- 水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令(同六〇)
- 農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(農林水産一七)
- 動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令(同一八)
- 水産業協同組合法及び森林組合法による倉荷証券発行の許可等に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・国土交通一)

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令(同二五)
- 経済産業省関係特定保守製品に関する省令(同二六)

〔告 示〕

- 水産業協同組合法第十七条の三第五項等の規定に基づき、組合若しくはその子会社又は連合会若しくはその子会社が基準株式数等を超えて所有する株式等の処分に関する基準を定める件等の一部を改正する件(金融庁・農林水産六)
- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件(財務九四、九五)

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(厚生労働一三五)
- 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三六)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同一三七)

(以下次のページへ続く)
本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(前のページより続き)

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同一三八)

○消費生活協同組合法施行規程を定める件(同一三九)

○児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令附則ただし書に規定する別に定める日を定める件(同一四〇)

○保育所保育指針を定める件(同一四一)

○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十七条の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る施設、運営、記録の保存等に関する基準を定める件(同一四二)

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同一四三)

○雇用保険法施行規則第百二十二条第二項第一号イ②の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件(同一四四)

○特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等の一部を改正する法律及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整備に関する告示(経済産業五五)

○核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令に基づき原子炉又は製錬施設等を定める告示の一部を改正する告示(同五六)

○循環型社会形成推進基本計画を変更した件(環境三三)

○廃棄物処理施設整備計画を定めた件(同三四)

五

六

七

八

九

一〇

一一

一二

(公 告)

諸事項

裁判所
破産、再生関係

本号で公布された
法令のあらまし

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令

(政令第七三三号)(総務省)

- 1 法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体に該当する政治団体がその旨を届け出る場合に提出しなければならない法第六条第二項の政令で定める文書は、法第十九条の八第一項の規定による通知に係る文書とした。(第四条第六号関係)
- 2 法第十九条の三四に定めるもののほか、議事の手続その他政治資金適正化委員会の運営に關し必要な事項は、政治資金適正化委員会が定めることとした。(第七条の二関係)
- 3 法第十九条の三六に定めるもののほか、政治資金適正化委員会の事務局の内部組織は、総務省令で定めることとした。(第七条の三関係)
- 4 この政令は、一部の規定を除き、平成二〇年四月一日から施行することとした。(附則関係)

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

(政令第七四四号)(内閣府本府)

- 1 国民生活局に新たに消費者安全課を置く等、所要の整備を行うこととした。
- 2 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日

を定める政令(政令第七五五号)(総務省)

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成一九年法律第七五号)の施行期日は、平成二〇年五月一日とする。こととした。

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

(政令第七六〇号)(総務省)

- 1 特定事務受任者が、住民票の写し等の交付の申出を行うに当たって、依頼者の氏名又は名称を明らかにしなくてはならない特例が認められる業務を規定することとした。(第一五五條の二関係)
- 2 指定都市の区に関する適用関係の規定を整備することとした。(第三一條関係)

3 この政令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日(平成二〇年五月一日)から施行することとした。

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令等の一部を改正する政令

(政令第七七〇号)(国土交通省)

- 1 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律施行令の一部改正関係(第一一條関係)
 - 一 首都圏の都市開発区域における地方税の不均衡に伴う措置の適用要件を改めることとした。
 - 二 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律施行令及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正関係(第二一條関係)
 - 一 近畿圏及び中部圏の都市開発区域における地方税の不均衡に伴う措置の適用要件を改めるとともに、同措置の適用を平成二二年三月三十一日まで延長することとした。
 - 二 この政令は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

予算決算及び会計令の一部を改正する政令

(政令第七八〇号)(財務省)

- 1 平成一九年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第二條第二項の規定により平成二〇年四月一日以後発行される公債に係る収入については、日本銀行において平成一九年度所属の歳入金として平成二〇年六月三〇日まで受け入れることができることとした。(附則第一〇條関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとした。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備

に関する政令(政令第七九〇号)(文部科学省)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正関係(第一一條関係)
 - 一 教育委員会の委員の定数の増加に伴い新たに任命される委員の任期や、市町村の新設後最初に任命される教育委員の任期について特例を定める等の規定の整備を行うこととした。

○厚生労働省令第五十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十四條第二項、第一百十條第二項及び第一百五條の四第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
第一条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。
附則第七条から第九条までを次のように改める。
第七条から第九条まで 削除
附則第十一条から第十四条までを次のように改める。

第十一条から第十四条まで 削除
第二条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。
附則第六条第一号を次のように改める。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
附則第十条を附則第十三条とし、附則第八条及び第九条を削り、附則第七条第一号を次のように改める。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
附則第十条を附則第十三条とし、附則第八条及び第九条を削り、附則第七条第一号を次のように改める。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
附則第十条を附則第十三条とし、附則第八条及び第九条を削り、附則第七条第一号を次のように改める。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
附則第十条を附則第十三条とし、附則第八条及び第九条を削り、附則第七条第一号を次のように改める。

第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

附則第六条の次に次の三条を加える。
第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、四床以下としなければならない。
第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。
第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第三条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に関する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。
附則第六条から第十二条までを削り、第五条の次に次の七条を加える。
第六条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）以下「平成十三年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第三条に規定する既存病院建物内の

旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限り。以下「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
第七条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の病床数は、四床以下としなければならない。
第八条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第六条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

第九条 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十一条の規定の適用を受けているものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

第十條 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四條に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限り。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四條の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
第十一条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の病床数は、四床以下としなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
第十二条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第七条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
第十三条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第十条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

一 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
第十四条 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第十三条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者一人につき六・四平方メートル以上としなければならない。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 舛添 要一

○厚生労働省令第五十五号
職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十九条及び第二十八条第二項の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日
職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

